

各都道府県・指定都市

障害者施策主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付

参事官(障害者施策担当)

(公 印 省 略)

平成30年度「心の輪を広げる障害者理解促進事業」の実施について（依頼）

障害者施策の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成30年度の「障害者週間」の取組の一環として内閣府が実施する標記事業につきましては、**別紙1**「心の輪を広げる障害者理解促進事業要綱」（以下「要綱」）及び **別紙2**「平成30年度心の輪を広げる障害者理解促進事業実施要領」（以下「要領」）に基づき、各都道府県・指定都市との共催で実施させていただきます。

つきましては、下記事項に御留意いただき、平成30年度の事業の円滑な運営をお願い申し上げます。

記

1. 募集・広報の実施について

- (1) 本事業の実施にあたっては、幅広い広報活動を行っていただくことが重要です。各種ホームページの活用、組織内の教育・雇用関係部局間の連携、及び管内の市区町村、学校、各種団体等への周知をはじめ、記者発表や各自治体で発行する広報誌等への記事の掲載など、地域の実情に応じた効果的な広報の徹底に努めてください。**(別紙3「募集チラシの配付及び広報誌等への掲載方法」参照)**
- (2) 内閣府が作成する本事業の「募集チラシ」は、5月下旬を目途に各都道府県・指定都市へ送付する予定です。
- (3) 本事業は、「障害者基本法」に法定される「障害者週間」に対する政府の取組事業であり、特に児童生徒層を対象に障害や障害者への理解・関心を深めることを目的としています。**貴管内の全ての教育委員会及び学校等に確実に「募集チラシ」を配付いただくとともに、夏休み等を利用した貴管内全体での取組としていただくよう、御協力をお願いします。**
- (4) **募集開始日は全国一律で7月2日（月）とします（募集期間は7月～9月）。各都道府県・指定都市内における募集締め切り日については、9月末の内閣府への推薦作品提出期限に間に合うよう、貴管内における選考スケジュール等を勘案の上決定してくだ**

さい（その際、募集チラシの空欄等を活用し、締切り日を周知してください。）。

- (5) 本事業の募集においては、各都道府県・指定都市（及び管下の市区町村等を含む）のホームページ等を活用し、積極的な広報への御対応をお願いします。なお、内閣府ホームページへのリンクの設定については、次を御参照ください。

【内閣府ホームページへのリンク方法】

「このホームページについて」(<http://www.cao.go.jp/notice.html>) 中にある「リンクについて」を確認の上、「障害者週間」のページ (<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/index-kk.htm>) にリンクを設定願います。

2. 内閣府への推薦に伴う日程等について

- (1) 平成30年度における本事業の全体スケジュールは、概ね次の通り予定しています。

【平成30年度全体スケジュール（※以下日程は予定であり、今後変更する可能性があります）】

- 募集チラシの送付 : 5月下旬
 - 募集期間 : 7月2日（月）～各都道府県・指定都市で定める日
 - 内閣府への推薦締切日 : 9月28日（金）
 - 内閣府による選考・事実確認 : 10月
 - 選考結果（入賞作品）通知 : 10月下旬
 - 広報用ポスターの送付 : 11月中旬
 - プレス発表（入賞作品の公表） : 11月下旬
 - 入賞作品集の送付 : 12月
 - 表彰式（最優秀賞受賞者） : 12月
 - ポスター等入賞作品展 : 12月3日（月）～9日（日）
- (2) **内閣府への推薦締切日は、9月28日（金）必着【期限厳守】**とします。提出期限に間に合うよう、十分余裕をもった対応スケジュールをあらかじめ確保の上、管内での募集締切り日を確定し、選考・推薦等の手続きを進めるようお願いいたします。
- (3) 募集締切り後、速やかに応募状況（受理件数）を取りまとめの上、**別紙4-1**（「心の輪を広げる体験作文」応募状況）及び**別紙4-2**（「障害者週間のポスター」応募状況）を作成し、内閣府が指定する事務局（2.（4）参照）へ、原則、Eメールにて提出してください。
- (4) 内閣府への作品の推薦（送付）に当たっては、次の各事項に留意してください。
- ① **内閣府への推薦作品は、未発表のものに限ります。推薦の事前及び事後を含め、推薦する作品については、内閣府が対外的に本事業の入賞結果等を正式に公表するまで、非公表の取扱いとします（内閣府への推薦事実も含む）ので、作品の取扱いについては十分御注意願います。**
 - ② 応募者の属性等を内容とする**別紙5-1**（「心の輪を広げる体験作文」作者の属性等）及び**別紙5-2**（「障害者週間のポスター」作者の属性等）を必ず推薦作品ごとに作成し添付してください。
 - ③ 推薦作品に点字の作品が含まれるときは、墨字に直したものを添付してください。
 - ④ 推薦作品（作文及びポスター）の提出は、必ず作者本人が応募した直筆の原本とします。写し（コピー等）の提出は認めません（写しの場合、推薦は受け付けない）の

で、十分御注意願います。

- ⑤ 推薦するポスター作品は、絶対に折りまげずに提出してください。
- ⑥ 本事業実施において内閣府が指定する事務局（送付物等提出先・問い合わせ先）は次のとおりです。

平成30年度「障害者週間」関係事業事務局

（会社名）

株式会社エム・シー・アンド・ピー

（住所等）

〒100-0011

東京都千代田区内幸町1-1-7 NBF日比谷ビル

（電話・FAX）

TEL：03-3597-0173

FAX：03-3597-0171

（E-mail）

s-syukan@mcp.co.jp

（担当者）

天野（あまの）、寺嶋（てらじま）、大久保（おおくぼ）

3. 選考・表彰等について

- （1） 内閣府における入賞作品の選考・決定は、10月下旬頃を目途としています。決定次第、各都道府県・指定都市あて通知しますので、入賞者のいる都道府県・指定都市においては、内閣府の指示に従い入賞者本人への連絡をお願いします。
- （2） 内閣府では、各部門の最優秀賞（内閣総理大臣賞）受賞者を対象に、障害者週間期間中に表彰式を実施する予定です。詳細については、入賞作品決定後に連絡します。
- （3） 各部門の優秀賞（内閣府特命担当大臣賞）受賞者に対しては、表彰状及び楯を、佳作の入賞者に対しては楯を贈呈する予定です。表彰状等は、入賞作品決定後に該当する都道府県・指定都市あて送付しますので、受賞者等への伝達をお願いします。
- （4） 本事業においては、より多くの者に機会を設ける趣旨から、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」のいずれにおいても、過去を通じて入賞は一度限りとしています。各都道府県・指定都市においては、選考及び推薦の過程において十分御留意願います。

4. その他

内閣府へ推薦のあった作品（作文及びポスターのいずれも）については、障害者週間行事等の終了後、各都道府県・指定都市へ返却します。各都道府県・指定都市においては、応募者御本人に対し適正に返却をいただくようお願いいたします。

【本件担当】

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付障害者施策担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

TEL：03-5253-2111（内線 38316・38305・38307）

FAX：03-3581-0902

E-mail：g.kyosei_shogaisha_jyoho@cao.go.jp